

並に委云れば、如此重きものにせられし稻米にしあれば、其を納置る、屯倉の司をやがて稻置と云しが後に屯倉の制改替られて、此職の自然まれくになりゆきしならん、又は村主の氏々は漢土人にて、こゝろさかしければ、これらの人々の兼て稻置をも司どりしかば、舊よりありきし稻置の絶しにもあるべし、師の稻置は伊良君ならんといはれしはかなひがたし、思ふに稻置なりしを其用を文字に當て、稻置とか、れしならめ、さて各國に作出せる稻米どもを納置る、處をしも稻置と云由は、其地に稻君の在居りて、民人の作出せる稻穀どもを收めて守れるから、やがて其守人の名稱をよべるにて、伊那伎に稻置の文字を當しもこのゆるなり、其稻置の趣の漢土の屯倉の制にかよひたれば、書紀に屯倉の文字をか、れしならん、屯倉を美夜氣と訓るものは、官家の義にて、彼稻君の居處をいへる也、上古ことに多かりしことは、地號に遺りて、三宅といふ號の諸國にあるにても知るべし、是處より皇子達皇后等の費用を辨へられしにや、姓氏錄左京皇別に、稻木壬生公と云氏みえたり、稻木は、神名帳に、尾張國丹羽郡稻木神社、又和名抄に尾張國丹羽郡稻木以奈とみえしにて、上古稻置の地號になれる也、置木けり、壬生は、入部乳部などもかきて、皇后及皇子達の湯沐地をさしていへり、壬生のことは、稻置は朝廷の御料地ながら、其處より皇后及皇子達のことをも兼用せしを稻木壬生といひしが、やがて氏になれるに公姓を賜へる也。

神主

〔拾芥抄中本姓尸錄〕神主

〔古事記崇中神〕天皇略○中以意富多多泥古命爲神主、而於御諸山拜祭、意富美和之大神前。

〔古事記傳二十三〕神主は、神に奉仕る主人たる人を云稱なり、齋主、祭主など云書紀に、即以大田

田根子爲祭大物主、大神之主とあり、又神功卷に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主云々、とあるを以

て、古神事を重みし賜ひしことを知べし、凡て神主の職の重きことを知べし、